

函館市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月9日

函館市長 大 泉 潤

## 函館市条例第51号

### 函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条の2中「または扶養控除額」を「，扶養控除額または特定親族特別控除額」に改める。

第27条の2第1項ただし書中「もしくは法第314条の2第4項」を「，法第314条の2第4項」に改め，「扶養控除額」の後ろに「もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の3の2第1項第3号および第27条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第27条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の後ろに「または特定親族」を加える。

第27条の3の3第1項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の後ろに「もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて，合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え，同項第3号中「扶養親族」の後ろに「または特定親族」を加える。

第69条の2第2項各号列記以外の部分中「身体障害者等または」を「身体障害者等もしくは」に，「を提示」を「またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）

を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日および」を「または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第15条を次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第15条 令和8年4月1日以後に第72条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第72条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第73条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第74条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第72条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを地方税法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）

当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の地方税法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のもので重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第73条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第73条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条の2、第27条の2第1項ただし書、第27条の3の2第1項第3号および第27条の3の3第1項の改正規定ならびに次

条の規定 令和 8 年 1 月 1 日

(2) 附則第 1 5 条の改正規定および附則第 3 条の規定 令和 8 年 4 月  
1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）第 2 6 条の  
2 および第 2 7 条の 2 第 1 項の規定は，令和 8 年度以後の年度分の個  
人の市民税について適用し，令和 7 年度分までの個人の市民税につい  
ては，なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 27  
条の 2 第 1 項の規定の適用については，同項ただし書中「特定親族特  
別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。  
第 2 7 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号および第 2 7 条の 3 の 3 第 1 項におい  
て同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）  
に係るものを除く。）」とあるのは，「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 2 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定は，前条第 1 号に掲げる規定  
の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき  
新条例第 2 7 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する  
新条例第 2 7 条の 3 の 2 第 1 項および第 3 項の規定による申告書につ  
いて適用し，1 号施行日前に支払を受けるべき改正前の函館市税条例  
（以下「旧条例」という。）第 2 7 条の 2 第 1 項ただし書に規定する  
給与について提出した旧条例第 2 7 条の 3 の 2 第 1 項および第 3 項の  
規定による申告書については，なお従前の例による。

4 新条例第 2 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定は，1 号施行日以後に支払を  
受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1  
項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受ける  
ものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する新条例  
第 2 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し，1 号施  
行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 2 7  
条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については，なお従前の例によ  
る。

(たばこ税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第15条第1項に規定する加熱式たばこをいう。以下同じ。）に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、函館市税条例第72条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第74条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項および新条例附則第15条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 函館市税条例第74条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第15条第1項に規定する紙巻たばこをいう。以下同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第15条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。